

○認証審査

常陸大宮市農産物等地域ブランド認定制度・6次産業化推進協議会(有識者等で構成)で審査を行い認証品を決定します。

※審査基準の例は次のとおりですが、認証の適否は商品の特性等を勘案して総合的に判断します。

審査項目	審査基準の一例
(1)常陸大宮市らしさに関する基準	地域の風土や歴史的背景を有し、市のイメージアップに繋がる個性や特徴があるか 地域資源として、周辺住民だけでなく市外に魅力を発信できる要素があるか 等
(2)品質・価格に関する基準	品質・商品性が優れていて、独自性があるか・品質に見合った価格が設定されているか 等 (例)農林水産物の場合：出荷規格等により厳選されたものであるか 食品の場合：味に優れているか 工芸品の場合：伝統的な技術・技法を継承したもので、製造工程の主要部分が手工業的で、伝統的に使用されてきた原材料を用いているか(民芸品は対象になりません)
(3)信頼性・安全性に関する基準	生産・製造・販売・加工等に関して、法令等が遵守されているか 生産・製造過程等の情報を公開することが可能か 商品に関する責任の所在が明確で、品質に関する事故や第三者からの苦情・要望等に対する処理体制が確保できるか 等
(4)市場性・将来性に関する基準	一定の販売実績を有し、品質を保持し将来にわたって持続的・定期的に消費者に供給できるか 事業者等に生産拡大や販売促進の意欲があるか 等

○主な認証特典

- (1)特産品認証書の交付
- (2)認証品や啓発用品等への認証マーク表示が可能
※初回認証時に認証シールを1,000枚無償配付(30mm×30mm)
※追加分は1,000枚につき500円で有償交付となります。
- (3)認証品の紹介パンフレットを作成
- (4)市ホームページや広報紙等での情報発信

○その他

- (1)申請手続きにかかる費用については、全て申請者の負担となります。
- (2)申請手続き・審査基準等の詳細については、市ホームページに掲載している「特産品認証制度実施要綱」、「特産品認証審査基準」をご確認ください。

申請・問 本庁 農林振興課生産流通G ☎55-8072

HP <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>



＜記号の見方＞

問：問い合わせ先 申込：申し込み先 本庁：常陸大宮市役所 山支：山方支所 美支：美和支所 緒支：緒川支所
御支：御前山支所 教委：市教育委員会 教山：山方分室 教美：美和分室 教緒：緒川分室 教御：御前山分室
かがやき：総合保健福祉センター(かがやき) 社協：社会福祉協議会 G：グループ